



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	F・エヴァルドの予防原則論：「悪しき霊の再来：予防の哲学の素描」書評
Author(s)	柏葉, 武秀
Citation	応用倫理学研究, 2, 135-144
Issue Date	2005
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34508
Type	journal article
File Information	Ewal.pdf



F・エヴァルドの予防原則論：「悪しき霊の再来：予防の哲学の素描」書評

柏葉武秀

キーワード：

予防原則、リスク、責任

はじめに

さまざまな国際環境条約に明記されている「予防原則」は、2003年から2004年にわが国の環境省でも研究会が開かれた事実に顕著に示されるように、現在ますます注目を集めている。先進的な紹介者である大竹によれば、予防原則とは「潜在的なリスクが存在するというしかるべき理由があり、しかしまだ科学的にその証拠が提示されない段階であっても、そのリスクを評価して予防的な対策を探ること」と定義される（大竹・東 2005: 18）。応用倫理的な観点から捉えるならば、予防原則は環境倫理と科学技術倫理を横断するアプローチであるといえよう。

本稿の目的は、F・エヴァルドの予防原則に関する独特の議論を「悪しき霊の再来：予防の哲学の素描」（Ewald 1997）に即して紹介・論評することにある¹。エヴァルドは、いまやわれわれは社会的義務と安全の政治哲学に関して、パラダイム転換に直面しているという。19世紀のパラダイムは責任であり、それは20世紀を迎えて連帯のパラダイムに取って代わられた。連帯のパラダイムは福祉国家に対応するものであったが、20世紀後半に入るとこのパラダイムの基礎が揺らぎ、新たなパラダイムが必要となる。それはいまだ名称をもたないのだが、エヴァルドは新たなパラダイムを表現する候補として予防原則を挙げている。

このようなエヴァルドの予防原則論は、フーコー流の「社会史の考古学」ともいうべき歴史認識に導かれたきわめて独創的なものではある。だが、エヴァルドはクセジュ文庫の『予防原則』（Ewald et al. 2001）執筆者のひとりでもあり、フランス予防原則研究の潮流を代表してもいる。したがって、本稿はエヴァルド一人の見解を紹介するのみならず、フランスでの予防原則研究一般に貢献することをも目指している。1節から3節までは、論文の節分けどおりにエヴァルドの議論を要約、紹介する。そして最後に、エヴァルドの予

¹ エヴァルドはコレージュ・ド・フランスでフーコーの助手を長く務め、現在フランスの国立工芸院教授、フランス保険団体連盟研究戦略部長（中沼 2003: 29）。わが国の読書人には『ミシェル・フーコー思考集成』（邦訳筑摩書房）の編者の一人として知られている。

エヴァルドの紹介論文として中沼論文と米山論文がある（中沼 2003、米山 2003）。また、田中論文にもエヴァルドの福祉国家論への言及がなされている（田中 2004: 57-58）。中沼論文と田中論文はエヴァルドの主著『福祉国家』（Ewald: 1986）を扱ったものであり、エヴァルドはそこでの議論を彼の予防原則論に直接適用していることもあり、本稿執筆にあたり参考になった。

米山論文は本稿で扱う論文と同名の英訳論文（Ewald 2002）のていねいな紹介であり、裨益することはいささか大であった。しかし、肝心の *precautionary principle* を「警戒の原理」と誤訳しており、内容理解に多大な疑問を残している。なお、この英訳論文の仏語原論文は、1997年の同名論文と内容的に重複しつつも、別の論点が加わっているため、別個の論文であったと推測される。

防原則論を同じフランスの論者の論考とつきあわせつつ、論評してみたい。

1 「責任」

18世紀から19世紀にかけて、社会統御の原理は「誰も他者に自分の身に起こる事柄の負担を負わせてはならない」というものであったとエヴァルドは説き起こす。この原理は自由主義の登場と密接に関連している。どんな事象についても、原則的には他者にその責めを課してはならず、みずからの「責任 (responsabilité)」で処すべきなのである。この原理は人間—自然関係に依拠している。自然において生じることは、それがよいものであれ害を及ぼすものであれ、報いとして甘受しなくてはならない。われわれは自分自身に責任を負っているのだから、私の失敗を誰か他の人間の責任に帰すわけにはいかない。たとえ天災によって被った被害であろうとも、それを適切に予見できなかったのは自分なのだから、それは自分の失敗なのである。被害救済や損害修復もまた、自分自身で行わねばならないことになる²。

このような「責任」原理の下では、各人は「予見 (prévoyance)」と思慮に努めなくてはならない。自己の将来を予見し、その結果について思慮を巡らせなくてはならない。過失とは常に思慮不足と同一となる。過失による損害とは、各人が予見せねばならず予見できたはずの事柄の報いなのである。過失は、損害の帰責に関する哲学的原理であって、制裁、防止、賠償の三機能を調和的に働かせるだけではなく、道徳、法、政治を統合する社会的機能を担ってもいたとエヴァルドは総括している³。

「予見」とは19世紀の偉大なる美德であった。他者に過失がない場合、自らの身に起きる事象の負担を他者に課してはならないという、伝統的な意味での責任を基礎づけるのは、まさにこの「予見」なのである。今日では責任という言葉は、多様な事件の負担を他者に負わせるという意味で用いられているが、19世紀末まではそうではなかったのである。

かくしてエヴァルドによれば、「予見」に基礎づけられた「責任」原理が支配する社会では、人はあらゆる将来起きるであろうさまざまな事件の前で、無力さを自覚せざるをえない。できることといえば、偶発的な事件を予見し、生起確率を計算することくらいである。このような不安定な社会であった19世紀を通じて保険が普及していったのも、予見はできても防ぎきることはできない事件を前にして、頼ることができるのはその補償だけであ

² エヴァルドによれば、このような責任原理はフランス民法典第1382項に典型的に表現されている。「他人に損害を引き起こす人の何らかの行為はすべて、損害を生じさせた人に、非行においてそれを補償するよう義務づける」(中沼 2003: 7)。この条項は、損害賠償の範囲を、特定の他者の過失がある場合に限定しようとする目的があるという。

³ この箇所はややわかりづらい (Ewald 1997: 102)。そこで、「過失 (faute)」が個人と社会にある調和をもたらす理由を中沼論文から補っておく。「責任」原理の下では、自身の過失による損害補償は本人が行わねばならない。それを防ごうとするならば、各人は予見を行い、損害の再発抑制にすすんで努力するようになる。かくして「責任」原理は「個人を自己完成に向かわせることで、個人の自由を重んじながら、社会に秩序をもたらそうとする」のである (中沼 2003: 8-9)。

ったからである。

2 「連帯」

「責任」原理は、本質的に自由主義的であると同時に個人主義的な性格を帯びていた。各人は、みずからの責任において、事故や天災に立ち向かっていかねばならなかった。だが、エヴァルドは、このパラダイムが19世紀末に重大な挑戦を受けるという。工業社会の進展にともなって、労働災害と年金が大きな問題となってきた。これらの問題に対処するパラダイムは、もはや責任ではなく、「連帯 (solidarité)」であり、その基礎には過失の代わりに「リスク」が置かれている。

エヴァルドによれば、リスク概念は19世紀末に「職業リスク (risque professionnel)」として立法過程に浮上する⁴。「職業リスク」原理に従うならば、労働災害の負担は、その原因が何であれ、企業経営者に課せられることとなる。その原因がたとえ労働者の過失にあったとしても、そうなのである。つまり、職業リスク原理とそれに基づく新たな法によれば、企業経営者は個人的な配慮不足や怠慢から生じた災害だけでなく、避けるべく細心の注意を払っていた事故についても、法的に「責任」を負うこととなったのである。

かくして「職業リスク」の概念は、労働災害の因果性とその帰責とを分離し、損害補償はもはや損害の客観的因果性に依拠することはない。それは損害の法的帰責を原因によってではなく配分によって決定することを意味する。すなわち、企業内における利益と負担の配分、より一般的に言えば、社会的な負担配分によってである。リスクは社会化してのみ存在する、あるいは「職業リスク」は社会的リスクなのである。

この社会化したリスクは統計学的・確率論的思考から生まれている。「職業リスク」は、たとえば企業をその従業員の入れ替わりなどを度外視して一つの全体として捉えてはじめて成立する概念である。リスクとは、従業員ひとりひとりの行為とは独立に一定の規則性をもって生起する。従業員の過失が損害を実際に引き起こしたとしても、その事実は統計学的現実にはなにも違いをもたらさない。「責任」原理に基づくならば、過失を冒した従業員はその損害補償を負担しなくてはならなかった。だが、職業リスクはその反対に「連帯」原理をもたらす。つまり、同一企業内での雇用者と被用者との、さらには広く労使一般の連帯なのである。リスクが社会的連帯を生み出すというのは、統計学的に一定の確率で起きる事故の負担を社会に転化することで、富者と貧者とのあるいは生産者と消費者との新たな均衡を確保するからである。

「連帯」原理が支配的な社会においては、責任に関しての社会と個人の関係もまた変貌せざるをえない。いまや、各人がいかに将来を予見し配慮を凝らそうとも、不運な災害は規則的に生じてしまう。その場合、誰が過失を冒したのかを追求し責任を問うことはさして問題ではない。むしろ重要なのは、生じた損害を引き受け、補償するのは誰かということである。この意味での補償の責任主体は社会そのものである。諸個人が連帯原理によっ

⁴ エヴァルドが典拠とするのは1898年の労働災害責任法である (Ewald 1997: 103、中沼 2003: 14-15)。

て社会と結びつくとき、労働災害、疾病、老齢などといった社会的リスクは、社会内部で公平に配分されて補償されねばならない。そうであれば、20世紀が社会リスクをカバーする保険と社会保障が隆盛を極めた時代でもあったことがより良く理解できるはずであるとエヴァルドは述べている。

さて、予防原則を扱う本稿においてきわめて重要なのだが、エヴァルドによれば、連帯のパラダイムは補償に関するパラダイムであっただけでなく、「防止 (prévention)」のパラダイムでもあった。そもそも「防止」という概念は、伝染病に関するパスツールの発見と公衆衛生上の諸結果と、機械の事故が起きる確率を減らそうとする技術者団体の形成に由来する。この「防止」概念は、リスク概念を伴い流布していったのだが、そのリスクとは同時に計測可能とされていた。「防止」は科学と技術上の専門知識をさらには、リスクの客観的測定という考えを前提としつつ、リスクの生起確率を縮減しようと努力することであった。19世紀の安全に関するユートピア的発想では、このリスクの発生を、ゼロにできないまでも可能な限り縮減できると信じられていた。リスクとは特別な場合に発生する異例なものであって、その負担は集団的に配分できる。われわれの社会保障概念は、「防止」すなわちリスクの耐えざる縮減という夢に依拠しているのである。容易に推察できるように、この防止とは科学技術と専門知識への信頼を前提にした態度である。われわれは知らない事柄を防止できはしないのだから。「連帯」原理と根幹を一にする「防止」は、科学的知識は常に技術とその帰結を支配できるという、知と力の合致を疑わないユートピアを夢想する態度なのである。

3 「安全」

エヴァルドは「連帯」原理がいまや次の三つの問題を前に崩壊しつつあるように見えるという。それは医療事故、グローバルな次元での環境問題、生産物の欠陥に関する製造者の責任の三つである。これらはいくつかの共通の特徴を備えている。まず、1980年代に実践的に問題となってきたこと。さらに、それは先進社会の諸個人に予期せざる脆弱性をつきつけたことである。われわれは、神の摂理によってではなく、人間の責任のゆえに新たな環境危機などのカタストロフに直面しているのである。この状況下において「予防 (précaution)」概念が、重大な意味をもって現われてくる。エヴァルドは、この新たな予防概念は国際法の分野において「予防原則」として定式化されていることを強調し、92年リオ宣言を典拠に次のように特徴づける。予防の態度とは「深刻で修復しがたい環境悪化を、生産物、サービス、あるタイプの活動の生産、販売、利用を修正することで予防する。それも科学技術的アプローチに従って予防する」ものである (Ewald 1997: 110) ⁵。エヴァルドは、多岐にわたって予防原則を分析するが、今節では「連帯」原理の崩壊と、科

⁵ エヴァルドはこの特徴づけをリオ宣言の第10原則に求めているが、これは誤解であろう。第10原則は「市民参加・救済手続」についての規定である。おそらくエヴァルドはこの引用箇所では、第9原則「科学的理解の改善」と第15原則「予防的方策」の二つの原則を彼なりにまとめ直しているのだと思われる (広部・臼杵 2003: 4-5)。

学技術の限界という二つの観点に絞って紹介したい。

エヴァルドは「深刻で修復しがたい損害」に着目する。予防原則は、今日可能な大きさの損害にのみ関わるのではない。修復しがたい損害とは、配分できず、補償できない損害の存在を含意する。すると、このような損害は、連帯原理に基づくリスク配分では補償できないことになる。というのも、「連帯」原理の態度においては、対価を支払う用意があるものはリスクをとってよいからである。この態度の根底には、あらゆる事象は利益と損失で表現される価格をもつという想定があり、企業は費用と便益のバランスを考慮して活動するのである。企業は生産活動を遂行する上で、労使の連帯によって形成された全体である。連帯によって形成される企業では、生産が生み出す利益と生産活動への負担の間に均衡をもたらす必要がある。この負担には労働災害による労働力の損害も含まれる。したがって、ひとたび労働災害が生じるならば、労働者への損害補償は「企業の利益の再配分」によって回復されねばならないのである（中沼 2003: 16）。企業は職業リスクを負うという覚悟をもち、生じるであろう損害補償に応じる用意がある場合に、生産活動に従事できるのである。エヴァルドによれば、そのような発想が可能なのは、すべてを経済的な対価で評価できるからなのである⁶。

ところが、予防原則において想定されている被害者は、その損害がもはや修復できない以上、損害補償で満足するわけには行かない。それはすなわち、損害が経済学的対価でもって計測できないことを意味し、ひいては本来的に対価を計算できない存在者の可能性を認めることにつながる。それゆえ、この事態を「連帯」原理ではカバーしきれないのは自明となる。エヴァルドははっきりとは述べていないが、経済的対価で計測できないものの候補は、第一に環境そのものであろう。深刻な環境破壊を「カタストロフ」と書くエヴァルドにあって、この点は疑いえないと思われる。また、補償に満足しえない被害者とは、未来世代の人間を念頭に置いているのではないだろうか。エヴァルドによれば、フランス国内法規における予防原則に定義には未来世代への配慮が含まれている（Ewald 1997: 111）。そしてたしかに未来世代に対する、連帯に基づくリスク配分と補償を、現行世代が果たせるとは想像できないだろう。

予防原則は、不確実性に対する科学認識という観点からは、「防止」概念とは大きく異なっている。先に述べたように、「防止」の態度においては、科学技術と知識を全面的に信頼しながら、リスクを可能な限り縮減しようとしていた。だが、これに対して予防原則においては「現時点での科学技術的認識を考慮した上での、確実性の不在」という条件下で決定を下さなくてはならない（Ewald 1997: 112）⁷。

たしかに「防止」においても、たとえば労働災害や事故の発生は不確実であるといえるかもしれない。だが、事故の発生は確率論的に把握できるのであって、それゆえ、

⁶ この段落はエヴァルドの論文を、中沼論文によって補って記述している（Ewald 1997: 111、中沼 2003: 15-6）。

⁷ この引用部分は、明らかにリオ宣言第 15 原則を敷衍したものと思われるのだが、エヴァルドは言及していない。

リスクを体系的に計算しそれに基づいた保険による補償が可能であった。だが、予防原則にあっては、原因と結果の関係を、妥当な証明を得ることなしに、可能的あるいは蓋然の関係として把握するよう求められる。エヴァルドはこの科学的不確実性を前提とせねばならないという事実が、予防原則を問題含みの概念としているという。

まず、不確実性は活動とその結果の間の因果関係にのみ関わるのではなく、損害の实在そのものにも関わる。「予防」を前提とすると、われわれは計測不可能なリスクをも現実のものとして考慮しなくてはならない。「予防」の論理が的と定めるのはリスクではなく、不確実なものであって、われわれは不確実なものを評価しえなくとも疑いをなげかけるのである。そうすると、予防原則は、あらゆる企業活動や決定において、不確実なものの中でも最悪なものをこそ考察しなくてはならない。エヴァルドはこの最悪な事態の考察を、デカルトの『省察』における懐疑になぞらえている。われわれは、「予防」によって、可能な事態のうちで最悪の事態を想像しなくてはならない。それはあたかも「悪しき霊」がわれわれを欺いて一見して無害な企図にすべりこませる悪しき結果を想像する義務であるかのようである。

この予防の「悪しき霊」的側面は、リオ宣言で規定された科学的技術的アプローチとの整合性を損ない、フランス国内法でしめされた予防原則の経済的合理性と矛盾しかねないとエヴァルドは指摘する。予防は、一方で政策決定者に最悪の事態やありうべきカタストロフを予見することを求め、他方でとり得る施策が科学技術の枠組みのおさまり、経済的に受容可能であるように求める。しかし、科学技術の有効性は、原理的に、未決のままなのであるし、あらゆるものを経済的価値ではかることはできないのである。エヴァルドは、この隘路をぬう道として「持続可能な発展」の考えを捉えている。われわれは、経済的あるいは産業的発展を完全に放棄できないが、それが生み出すかもしれない損害を可能な限り減少させたいのである。ともあれ、エヴァルドの予防原則論にあっては、科学技術的合理性と「悪しき霊」との間には強い緊張関係が強調されている。

エヴァルドは論文を結ぶにあたり、次の三点を結論とする。

- (1)「責任」、「連帯」、「予防」はあたかも、それぞれ異なる認識論的・法制度的態勢に属するかのような印象を与えるかもしれないが、じっさいはそうではない。むしろ、この三つは不確実性や安全に対する三通りの態度と見なされるべきであり、相補的な関係にある。
- (2)「予防」は決定プロセスを政治化する。科学者の知識を頼りに、事柄を決定するのではなく、政治が決定の前面に押し出される。
- (3)「予防」はわれわれを保険社会の時代から引きずり出していく。もはやリスクと保証のモデルで世界を記述できないからである。この「予防」に対応する社会原理はおそらく「安全 (sûreté)」になるだろう。

4 論評

以上、エヴァルドの予防原則論を紹介してきた。彼の立論は、各種の資料を博搜した大

著『福祉国家』での安全や保険をめぐる歴史分析を前提にしており、私にはそれを全体として論評する力量はない。それゆえ、「責任」、「連帯」、「安全」と社会統御原理が変換されてきたというエヴァルドの構図を受け入れておく。ここで論じたいのは、エヴァルドの予防原則論が、ラレールやゴダールといった他のフランスの予防原則論研究者の議論といかなる関係にあるかである。私のみるところでは、両者は諸決定における政治の役割を強調する点で共通する。だが他方で、エヴァルドの「悪しき霊」の再来として予防原則を捉える議論には、事実上異論が提出されているに思われる。以下順次みていこう。

エヴァルドが予防原則論において政治の役割を重視する理由は、別の論文 (Ewald 1992) で展開された環境論に目を向けると理解しやすい。エヴァルドによれば、「環境」とは「自然」とまったく異なった概念である。自然に対してわれわれは、その外部から認識することができる。自然は客観的であり、観察者から独立して、普遍的な法則に服している。だが、環境はそうではない。環境とは人間主体とその住まう世界との関係をさす言葉なのである。したがって、環境は常に人間という種に相対的な概念であることになる (Ewald 1992: 207)。

自然と環境の概念上の差異は、科学者の役割についても影響を与えざるをえない。自然についてであれば、われわれは科学者の判断を安んじて受け入れ、科学的知見に基づく決定をゆだねることができる。しかし、環境問題についてはそうはいかない。環境を理解するためには、われわれはあるシステム、ある理論のなかで環境を解釈しなくてはならない。だが、そのシステムも理論もわれわれと環境との関係の表現なのである。環境と環境理解あるいは解釈とはこのような内在的な関係にある。そうであるから、自然科学の専門家の知識論的パラダイムに依存して初めて環境は存在するといえるのである (Ewald 1992: 208)。

しかし、環境問題とは元来、人類が科学技術を発展してきたすえに自然を破壊してきたがゆえに生じてきたものである。環境概念の登場は、この自然破壊という人類史の裏面をも示している。それゆえ、環境概念には、科学技術の進展に依存するというだけではなく、科学技術の統御もまた含意されているのである。科学技術の制御という問題は科学者の専権事項とはなりえない。むしろ社会が何をか知として承認し、いかなるライフスタイルを選択するかが重要なのである。こうしてエヴァルドは、環境問題を論じる政治体制とは、「民主的議論の空間」であると述べる (Ewald 1992: 209)。そこでの専門家の役割は、決定を下してなすべき事柄を制定することではなく、価値をめぐる無限の議論が可能となるように、適切な用語を提供することに求められる。まさに価値こそが、環境というテーマとそれについての実践が創設するのだから。

このように、環境問題の解決において、専門知識の増加よりも民主的討論に重きを置く発想は、ラレールの予防原則論と共通している。ラレールによれば、予防原則とは決定権を科学者の手から政治家へと譲渡するものである。科学的不確実性を前提とする予防原則は、科学をより民主的な討論に差し向け、科学をより「制御しうる」ものへと転換する。

予防原則は科学者から政治へと決定過程における重点を移行させ、価値の熟慮と参加民主主義を重視していくのである（Larrère 2002）。科学技術の民主的制御、決定プロセスにおける民主主義の導入という点で、まさにエヴァルドとラレールは共通の結論に到達している。

次に相違点に移る。エヴァルドは予防原則を「悪しき霊」の再来になぞらえていた。「予防」は可能的に最悪の事態を想像しなくてはならなかった。だが、この最悪の事態を想像しその回避に備えよという命法を、ゴダールらは批判している。最悪の事態を回避するという発想は、エヴァルドも自覚しているように、容易にゼロ・リスクの追求へと導く。われわれの行動がもたらす将来にわたる結果は不確実であらざるをえない。すると、最悪の事態を回避するためには、疑わしい行動を一律に制限せねばならない。だが、それではたとえば現実の環境破壊の驚異を前にして、拱手傍観するしかない。それではなんの解決策にもならないのである（Godard et al. 2002: 85-6、伊藤・柏葉 2004: 115）。

さらに、最悪の事態といっても、それは複数存在しうる。「悪しき霊」論法によっては、複数の最悪の事態を比較考量できないであろう。もし想定される最悪の事態が複数あるとするならば、「わたしは欺かれているかもしれないのだから、最悪の事態に思いをはせねばならない」という想像力に訴えるエヴァルドの「悪しき霊」論法では、どの事態を回避すべきなのか判断できまい。現実の政策判断においては、いくつかの選択肢のなかから具体的に特定の案を選ぶか考慮しなくてはならないのだが、そのさいの決定基準策定に、「悪しき霊」論法は何の貢献もしてくれないのである（Godard et al. 2002: 102、伊藤・柏葉 2004: 115-6）。

じつは、ゴダールらの批判の直接の矛先はヨナスの『責任という原理』であった。しかし、そこで批判されている「恐怖に基づく発見術」は、最悪の事態を想像し回避する要請を含意し、そのかぎりではエヴァルドの「悪しき霊」論法とほとんど同内容である。それゆえ、ゴダールらのヨナス批判はエヴァルド批判に直結する。

もっとも、エヴァルドのヨナス評価は微妙に変化しているようである。本稿で検討した論文では、ヨナスの議論は予防の時代の新たな責任原理として好意的に評価されていた（Ewald 1997: 119-20）。だが、後にエヴァルドはヨナスの責任論と予防原則を区別するようになる。ヨナスは科学技術の抑制を説くが、予防原則はリオ宣言に含まれる「持続可能な開発」を肯定しており、そのかぎりでは科学への信頼は失われていないというのである（Ewald et al., 2001: 35）。したがって、現在ではゴダールらとエヴァルドの差異は縮まっているのかもしれない。

結局問題は、エヴァルドが予防原則をどのように捉えているかという点に帰着する。本稿で紹介したように、エヴァルドの予防原則への態度は両義的である。「予防」を安全についての新たなパラダイムと析出しながら、他方で科学技術や経済合理性と予防原則が矛盾するかもしれないと危惧するのである。このような両義性は、予防原則そのものの両義性でもある。換言するならば、予防原則の捉え方には、大きくわけて二通りあると思われる。

一つは、リオ宣言を基調とする予防原則であり、それはリスク評価や費用便益分析を組み込んでいる。もう一つは、リスク評価に懐疑的な予防原則であり、グリーン・ピースやウィングスブレッド声明で採用されている。前者の予防原則は、科学技術の発展と経済成長と両立する。後者の予防原則は、ゼロ・リスクを求めてやまない傾向がある。エヴァルドの両義的な態度は、この予防原則の二通りの捉え方に正確に対応している。リオ宣言の不正確な引用に顕著だが、おそらくエヴァルドはこの事実を意識してはいなかったと思われる。それが予防原則に対する両義的な立場表明につながったのかもしれない。

しかし、この両義性をエヴァルドの議論の欠点とみなすのは、不当な批判であろう。というのも、エヴァルドが解明したのは、「予防」という態度が両義性を必然的にはらまねばならない認識論上のパラダイムそのものだったからである。「予見」と「責任」のパラダイムが「防止」と「連帯」のパラダイムに社会的統御の枢要な地位を取って代わられたように、いまやわれわれは「予防」と「安全」のパラダイムにいやおうなく拘束されている。そして、予防原則の両義性はこの新たなパラダイムを前提にしてはじめて理解可能になったのである。予防原則の両義性は、われわれがそのただ中で生きており、それゆえ引き受けざるをえない制約だということを、エヴァルドの予防原則論は主張している。

以上、エヴァルドの予防原則論を紹介し、ほかのフランスの論者との比較考察を行ってきた。エヴァルドの議論は、いかにもフーコーの高弟らしいユニークなものであり、英米の研究には類書をみない。エヴァルドから、われわれは、予防原則をひろく社会史的・認識論的パースペクティヴから捉え返すよう促されるのである。予防原則が、国際的に広く受容されているように見えながら、いまだ確固たる評価が定まらない現在、エヴァルドから学ぶものは少なくないと思われる。予防原則についての論争それ自体を、いわばメタレヴェルから俯瞰できる視点を、エヴァルドは提供してくれるのだから。

文献表

Ewald, F. 1986 *L'Etat providence*, (Paris: Grasset).

—— 1992 “L’expertise, une illusion nécessaire” in J. Theys et B. Kalaora (eds) *La Terre outragée* (Paris: Edition Autrement), pp. 204-9.

—— 1997 “Le retour du malin génie. Esquisse d’une philosophie de la précaution” in: Godard, O. (ed.) *Le principe de précaution dans la conduite des affaires humaines* (Paris: Edition de la Maison des sciences de l’homme), pp. 99-126.

—— 2002 “The Return of Descartes's Malicious Demon: An Outline of Precaution” translated by S. Utz in T. Baker and J. Simon (eds) *Embracing Risk* (Chicago: The Univ. of Chicago Press) pp.273-301.

Ewald, F., Golier, C., et de Sadeleer, N. 2001 *Le principe de précaution*, Que sais-je? 3596, (Paris: PUF).

Godard, O., Henry, C., Lagadec P., et Michel-Kerjan, E. 2002 *Traité des nouveaux risques* (Paris: Gallimard).

Larrère C. 2002 “Le contexte philosophique du principe de precaution”, in: Leben, C. et Verhoeven, J. (eds.) *Le principe de précaution: Aspects de droit international et communautaire* (Paris: L.G.D.J. Diffuseur), pp. 15-28.

伊藤真紀・柏葉武秀 2004 「予防原則の倫理学的含意—B S E 対策を事例として—」 社会哲学研究資料集 III 『21 世紀日本の重要諸課題の総合的把握を目指す社会哲学的研究』 平成 15 年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）研究成果報告書、112－122 頁。

大竹千代子・東賢一 2005 『予防原則—人と環境の保護のための基本理念』 合同出版。

田中拓道 2004 「フランス福祉国家論の思想的考察」『社会思想史研究』No. 28、53－68 頁。

中沼丈晃 2003 「エワルドの責任論」『摂南法学』第 29 号、1－31 頁。

米山高生 2004 「フランソワ・エワルドのパラダイム論と無過失責任論」『損害保険研究』第 65 巻第 2・3 号、309－337 頁。

広部・臼杵共編 2003 『解説 国際環境条約集』三省堂。